

# 橋本市民病院自動販売機設置及び管理に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、橋本市公有財産規則（平成18年橋本市規則第73号。以下「規則」という。）第13条に基づき行政財産の目的外使用のうち自動販売機の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (自動販売機を設置させうる施設等)

第2条 自動販売機を設置させうる施設（以下「施設」という。）は、橋本市民病院とする。

2 施設の設置場所及び設置台数については、橋本市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるものとする。

## (自動販売機設置対象者)

第3条 自動販売機設置対象者（以下「設置対象者」という。）は、次に掲げる法人、個人又は団体とする。ただし、市税に未納があるものを除く。

(1) 和歌山県内に本店、支店又は営業所を有する法人

(2) 市内に住所を有する個人事業者

(3) 市内に事務局を置く社会福祉法人、NPO等

2 設置対象者は、自動販売機の設置業務において、1年以上の運営経験を有さなければならない。

## (販売品目)

第4条 自動販売機での販売品目は、原則として清涼飲料水とする。ただし、管理者が特に必要と認める場合はこの限りでない。

## (許可申請等)

第5条 施設に自動販売機の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は、自動販売機設置許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、申請に関し必要な事項は、あらかじめ、公告するものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

## (許可・不許可)

第6条 管理者は、施設に自動販売機の設置を許可するときは、申請者と当該自動販売機設置に関する協定を締結しなければならない。

2 管理者は、第3条第1項第3号に規定する社会福祉法人、NPO等から申請があった場合は、第2条第2項に規定する設置台数の3分の1の台数を上限とし、予め管理者が指定した場所において許可するものとする。

3 管理者は、施設に自動販売機の設置を許可しないときは、希望者に対し自動販売機設置不許可通知書（様式第2号）を交付するものとする。

4 自動販売機の設置の許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、他の者にその権利を譲渡又は転貸してはならない。

(設置許可期間)

第7条 設置許可の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、管理者が特に必要があると認める場合を除き、5年を超えない範囲で更新できるものとする。

(変更許可申請)

第8条 設置者は、既に設置している自動販売機の機器を変更しようとするときは、自動販売機設置許可変更申請書(様式第3号)により申請しなければならない。

2 第6条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(自動販売機設置の使用料)

第9条 自動販売機設置の使用料は、別表1のとおりとする。

(電気料)

第10条 電気料は、消費電力相当分を実費徴収するものとし、設置者は、自動販売機に電気メーターを設置するものとする。

2 前項に規定する消費電力相当分を明確にできない場合の電気料は、別表2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、設置者が独自で自動販売機の電源を敷設する場合は、この限りでない。

4 施設の電源から自動販売機までの配線及び自動販売機を設置することにより施設の電源の改修等が必要な場合の経費は、設置者の負担とする。

(販売手数料)

第11条 管理者は、その販売品目、実績等を総合的に勘案し、別途販売手数料を徴することができる。

(業務報告等)

第12条 設置者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月報を管理者に提出するものとする。

(1) 販売業務の実施状況

(2) 消費電力量

2 管理者は、販売業務の適正を期するため、設置者に対し実地を調査し、又は必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第13条 設置者は、設置許可期間終了後10日以内に、販売業務に係る実績報告書を管理者に提出するものとする。更新期間にあつては、毎年4月10日までとする。

2 前項に掲げる実績報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 販売業務の実施状況

(2) 管理経費の収支決算

(3) その他管理者が特に必要と認める事項

(料金の納付)

- 第14条 設置者は、第6条第1項の規定による協定書の締結後10日以内に、第9条及び第10条第2項に規定する料金を、速やかに納付しなければならない。また、更新する場合にあっては、毎年4月10日までに納付するものとする。
- 2 設置者は、第12条に規定する月報を提出後10日以内に、第10条第1項及び第11条第1項に規定する料金を、速やかに納付しなければならない。

(減免)

- 第15条 管理者は、特別な事情があると認めるときは、第3条第3号に掲げる社会福祉法人、NPO等に対して、第9条に規定する使用料のうち2分の1を減額することができる。
- 2 前項に規定する設置対象者が減額を受けようとする場合は、自動販売機設置使用料減額申請書(様式第4号)を管理者に提出するものとする。

(遵守事項)

- 第16条 許可者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 自動販売機の利用者(以下「利用者」という。)に迷惑のかからないように自動販売機を常に管理すること。
  - (2) 施設の美化推進に協力し、ゴミ等の対処及び処理を十分に行うこと。
  - (3) 自動販売機の設置又は撤去等に際しては、市長の指示に従うこと。
  - (4) 管理者の許可なしに施設に貼紙等をし、又は釘類を打ち込まないこと。
  - (5) 自動販売機を設置又は撤去等に伴い施設を破損等した場合は、設置者の責任において原状に回復すること。
  - (6) 許可期間終了後は、直ちに自動販売機を撤去すること。

(使用許可の取消し)

- 第17条 管理者は、前条各号の規定を遵守しない設置者については、使用許可を取り消しすることができる。この場合において、管理者は、第9条及び第10条第2項に規定する料金について、使用許可を取り消した月の翌月分から当該年度の属する3月分までを設置者に還付するものとする。
- 2 管理者は、前条各号の規定を遵守しない設置者については、今後の使用を許可しないことができる。

(許可の途中取消し)

- 第18条 設置者は、許可期間の途中において許可の取消しを求めようとするときは、自動販売機設置許可取消申請書(様式第5号)を提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定により設置者から許可の取消しの申請があった場合は、自動販売機設置許可取消通知書(様式第6号)を交付するとともに、設置者は速やかに自動販売機を撤去しなければならない。
- 3 前項の場合において、第9条及び第10条第2項に規定する料金については、許可の取消しの翌月分から当該年度の属する3月分までを設置者に還付するものとする。

(その他)

第19条 自動販売機による営業をするにあたり、保健所等への申請又は届出が必要な場合は、設置者が行うものとする。

2 盗難、火災、事故等による商品及び自動販売機の損害等については、施設は一切責任を持たないものとする。

3 使用者との間に問題が生じたときは、速やかに設置者がその問題を解決し、管理者に報告するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に許可を受けている自動販売機については、その許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

別表1 (第9条関係)

自動販売機設置の使用料

自動販売機1台当りの設置面積	使用料 (年額)
1 m <sup>2</sup> 未満	5,500円
1 m <sup>2</sup> 以上	11,000円

別表2 (第10条関係)

定格電力消費量別電気料

機種定格電力消費量	電気料 (年額)
200W未満	9,100円
200W以上 300W未満	18,300円
300W以上 400W未満	27,500円
400W以上 500W未満	36,600円
500W以上 600W未満	45,800円
600W以上 700W未満	55,000円
700W以上 800W未満	64,200円
800W以上 900W未満	73,300円
900W以上 1000W未満	82,500円
1000W以上	91,700円